

## 20. バラスト水管理設備規則及び関連検査要領における改正点の解説 (日本籍船舶における水バラストの電子記録簿)

### 1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されているバラスト水管理設備規則及び関連検査要領（日本籍船舶用）中、日本籍船舶における水バラストの電子記録簿に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2024 年 6 月 27 日から適用されている。

### 2. 改正の背景

バラスト水管理条約では、バラスト水の取入れや排出等に関連する作業を記録する水バラスト記録簿について、該当作業の記録を電磁的記録装置で保存する電子記録簿の使用が認められている。

同条約の発効後、2021 年 8 月 31 日付国土交通省令第 53 号により国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則が改正され、日本籍船舶においても水バラスト記録簿を電子記録簿とすることが認められた。

このため、関連する国内法に基づき、関連規定を改めた。

### 3. 改正の内容

日本籍船舶において、水バラスト記録簿を電子記録簿として差し支えないように関連規定を改めた。